

第13回青森県いじめ防止対策審議会 概要

1 日 時 平成28年11月5日（土）10:00～11:30

2 場 所 青森県警察本部6階 教育委員会室

3 出席者

【委員】

内 海 隆 委員

沼 田 徹 委員

田 中 治 委員

関 谷 道 夫 委員

奈 良 秀 夫 委員

白 戸 美也子 委員

【事務局】

和嶋学校教育課長、ほか学校教育課職員（6名）

4 会議概要

(1) 審議会会長選出及び審議会会長職務代理者指名

- 青森県いじめ防止対策審議会条例第三条第二項に基づき、委員の互選により、内海 隆委員が会長として選出された。また、青森県いじめ防止対策審議会条例第三条第五項に基づき、会長が会長職務代理者として関谷 道夫委員を指名した。

(2) 報告事項

「平成27年度のいじめに関する調査について」

平成27年度文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における「いじめ」に関する調査結果（本県公立学校分）の概要を事務局から報告する。

【主な意見】

- 「いじめの発見のきっかけ」において、本人や保護者からの訴えが多くなっているのは、学校がいじめの解消に努めていることで、生徒や保護者がいじめを訴えやすい環境になってきていることが要因と考えられる。
- いじめについては、いじめが解消したということで指導を終えるのではなく、その後も状況把握など継続して指導していくことが必要である。
- アンケート等、定期的実施するものだけでいじめの訴えをすくい取ろうとするのではなく、いじめを受けたらすぐに訴え出られるように「目安箱」のようなものを設置することを検討してはどうか。

(3) 審議事項

「平成28年度のいじめ防止対策の取組状況及び今後の対応について」

平成28年度いじめ防止等の取組、いじめの認知に関する共通理解、児童生徒の命を守る取組に関する通知について事務局から報告する。

【主な意見】

- いじめ防止対策推進法に定めるいじめの定義からすると、いじめは不可避免的にどの学校にも起こりうるようになると思う。「いじめ根絶」という言葉は「いじめがある学校は悪い」という誤解を生じさせ、学校を萎縮させることにつながるのではないか。いじめが生じるのは不可避免的であるから、それをみんなで解決していこうという視点をもつことが大事だ。
- いじめ問題の対応においては、いじめの有無について把握することにとどまるのではなく、教員が「いじめ」という行為そのものをしっかりと見極めて指導することが大切である。
- いじめを早期に発見し早期に対応することだけでなく、集団の中でいじめが発生しないように、対人トラブルを軽減できるような取組について議論することが必要である。
- 児童生徒の実態を測るためにストレスチェックやアンケート調査等を実施した上で、そこで得られたデータを児童生徒の指導に反映させるような方策を取り入れてはどうか。
- 幼少期からの家庭教育の中で、人のつらさや痛みについて十分に教えていかなければ、いじめの定義に関する認識、基本的な解決につながっていかないのではないか。
- いじめ対策においては、「いじめ」という行為、プロセスの裏にあるいじめの加害者の心理を明らかにする必要がある。それこそが有効性のあるいじめ防止対策の構築につながるのではないか。いじめ問題を考える際、決して「数の論理」にとらわれてはいけなないと考える。
- 実際にいじめの重大事態が発生した学校への支援が必要である。重大事態が発生した時に学校行事を実施するのかわからないのか、遺族にどのように寄り添うのか等、県教育委員会や市町村教育委員会が支援しなければいけないと考える。
- 法によるいじめの定義は無限定であるため、「いじめの解決」をメインにするべきであり、いじめの解決を生徒の成長の契機とする視点が必要である。児童生徒の成長過程で、教員がどのようにサポートできるかが大切である。
- いじめ問題への対応にあたっては、児童生徒が自らヘルプを訴え出られる、援助希求する力を身に付けさせていくことが大切である。
- 今回の審議会で各委員から挙げられた意見を、次年度のいじめ防止対策に生かしてもらいたい。